

中央会

組合活性化情報

4

2008.4
No.522

わかやま

- 和歌山県中小企業融資制度
- 地域資源を活用した和歌山県の産業活性化策
- 中央会だより
- 商工中金からのお知らせ

No.522

2008.4

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● 情報連絡員会議開催	
ステップアップ講座	2
● 「地域資源を活用した和歌山県の産業活性化策」PART	
和歌山県中小企業融資制度	4
和歌山県人事異動	8
株式会社化に関する商工中金からのお知らせ	10
中央会だより	12
● WBC合同企業説明会	
● 活性化情報編集委員会	
● 役員会	
● 70歳企業	
70歳まで働ける企業創出事業	16
会員だより	17
全国先進組合事例	18
情報連絡員報告	20
共済制度のご案内	22

今月の トピックス



平成19年度情報連絡員会議開催!!

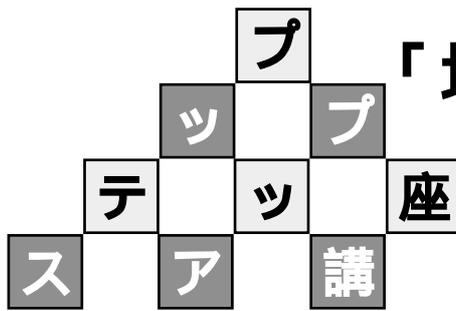


3月5日（水）、ホテルグランヴィア和歌山において情報連絡員会議を開催しました。

中央会では、情報連絡員制度により、県内の主要業種の組合役職員の方40名を委嘱し、中小企業の景気動向等を毎月1回ご報告いただいておりますが、本会議は、年間の総括会議として開催するものです。

中央会榎尾事務局長の開会挨拶の後、和歌山県商工振興課産業ブランド推進室長の藤本陽司氏を講師に迎え、「和歌山県ブランド化戦略と和歌山県優良県産品推奨制度の活用」をテーマに講演を実施しました。

その後、事務局より情報連絡員報告の集計結果について説明し、続いて業界特筆事項について情報交換を行いました。各業界の情報連絡員の方々から発表される生の声に非常に有意義な情報交換会となりました。



「地域資源を活用した和歌山県

～ わかやま中小企業

元気ファンドの創設について～

最近、TVやマスコミ等で「地域格差」という言葉をよく耳にするようになりました。以前から使われている言葉ですが、近年、本格的な人口減少時代を迎え、一層、地域間の経済格差の拡大が顕著になりつつあります。

本県では2005年（平成17年）までの過去5年間の人口減少率が3.2%（全国ワースト2位）となるなど、全国に先行して、人口が減少しています。一方、鉱工業生産指数をみますと、2000年を100としたときの2005年は95.3（全国101.3）となり、特に繊維（74.9）や食料品（91.4）などの地場産業では活力の

低下が顕著です。地場産業を支える企業の多くは中小企業ですが、本県の産業構造の特徴のひとつとして、常用雇用者20人以下（卸・小売、飲食、サービス業は5人以下）の小規模企業の全事業者に占める割合が、90.9%と全国一高いことがあげられます。これら本県経済を支える中小企業が人口減少に伴う高齢化や産業の担い手の減少などもあり、経済のグローバル化や情報通信分野の技術革新、消費者ニーズの多様化などの環境の変化に対し対応が遅れていることが、活力低下の大きな要因だと考えられます。

1．わかやま中小企業元気ファンドの創設

一方で、本県には、本県固有の「資源」と呼べるものも数多く存在しています。伝統ある地場産業が永年培ってきた技術や、豊かな農林水産物、また自然景観や文化遺産などです。地域格差の拡大を防ぎ、将来にわたって活力あふれる元気な和歌山を創造するためには、これらの「地域資源」を活用して、「和歌山らしい」独自性のある産業を育成することが非常に重要だと思われま

す。そこで、元気な和歌山経済の実現をめざし、本県だけでなく、（独）中小企業基盤整備機構、紀陽銀行、きのくに信用金庫からも資金を拠出していただき、官民協働事業として（財）わかやま産業振興財団を事業管理者に昨年末創設されたのが「わかやま中小企業元

気ファンド」です。

本ファンドでは、地域経済を支える中小企業を育成し、足腰の強い産業を創出するため、地域の知恵と工夫を活かしつつ、中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や中小企業と大学・公設研究機関等との共同研究成果の事業化を支援していきます。また、国、県内金融機関、高等教育機関、産業団体等とも緊密に連携し、従来からある「らいぼ」（わかやま地域産業総合支援機構）の枠組みを充分活用して、資金助成だけでなく中小企業が必要としているノウハウや人的ネットワークについても総合的に支援していきます。

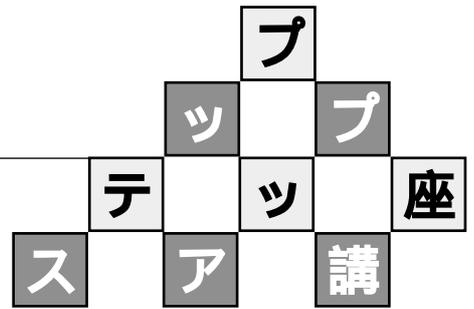
2．ファンドの特徴

「足腰の強い地域産業の創出・育成」を実現するため、ファンド運用益をもって、県内に主たる事務所等を有する中小企業者（農協、漁協、森林組合等を含む）創業者、NPO法人等を対象に地域資源活用分野、新産業育成分野で重点的に助成していきます。（ただし、は本県作成「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」に規定された地域資源が対象となります）

また産業支援機関（中央会商工会、会議所、観光協会等）NPO法人等を対象に、中小企業者を支援する目的で行われる取組に対し助成していきます。（詳細は次ページまたはホームページ等を参照して下さい）

（財）わかやま産業振興財団では、平成20年度助成事業の公募を4月28日まで行っておりますので応募についてご検討いただくとともに、ご不明な点についてはお気軽にお問い合わせください。

の産業活性化策」PART



わかやま中小企業元気ファンドの概要

資金拠出団体
中小企業基盤整備機構
和歌山県
紀陽銀行
きのくに信用金庫

貸付

わかやま中小企業元気ファンド

ファンド総額：80億円
運用方法：国債・地方債等
運用益：年間1億2千万円
設置期間：10年間

〈助成対象事業の選定の流れ〉

公募 ⇒ 審査委員会 ⇒ 助成決定

・審査基準は「新規性・革新性」「市場性・市場競争力」「事業計画の熟度（実現性、資金計画、経営体制など）」「地域経済に対する貢献・雇用効果」など

らいぼ（わかやま地域産業総合支援機構）

○産学官金の31機関で構成する「らいぼ」がオール和歌山体制でフォローアップ・支援を実施

○構想・準備段階～スタートアップ段階：研究開発・商品開発～成長段階：事業化・市場化まで各段階でワンストップで支援

○支援策

相談・情報提供、経営支援、人材育成、技術・研究開発支援、資金（融資）提供、販路開拓 など

運用益
で助成

支援/
サポート

〈助成対象分野〉

〈地域資源活用分野〉

「地域資源」を活用した新商品の開発等の事業化を支援。《地域資源》鉱工業品・産地技術、農林水産品、観光資源

〈助成対象〉

中小企業者、事業協同組合、農協、漁協、森林組合、創業者等

〈助成対象事業〉

新商品・サービスの試作・開発、展示会・見本市への出展 等

〈助成額等〉

助成率：3分の2以内、助成上限：3,000千円（特に地域経済への波及効果が高い場合は、6,000千円）助成期間：2年間

「地域資源」の類型

〈産地の技術〉

繊維、家具、和雑貨、漆器、化学など48品目

〈農林水産物〉

梅、蜜柑、柿、紀州材、備長炭、鮪、カツオなど90品目

〈観光資源〉

世界遺産、温泉、自然景観、伝統文化など130品目

〈新産業育成分野〉

重点分野において 中小企業等と大学・公設試との共同研究から生まれた成果の事業化を支援。

〈重点分野〉「素材」、「産業部材」、「食品加工」、「暮らし」、「観光」の5分野

〈助成対象〉

中小企業者、事業協同組合、農協、漁協、森林組合、創業者等

〈助成対象事業〉

新商品・サービスの試作・開発、展示会・見本市への出展等

〈助成額等〉

助成率：3分の2以内、助成上限：5,000千円（特に地域経済への波及効果が高い事業は10,000千円）、助成期間：2年間

〈産業支援機関〉

中小企業者等による新たな事業構想の発掘・ブラッシュアップのために、外部のビジネスパートナーとをつなぐ活動など産業支援機関が行うコーディネート事業

〈助成対象〉

商工会・商工会議所、組合、農協、森林組合、漁協、NPO、観光協会、わかやま産業振興財団等

〈助成額等〉

助成率：5分の4以内 助成上限：1,000千円（財団は別途定額）、助成期間：1年間

〈お問い合わせ先〉

県産業振興課産業ブランド推進室 和歌山市小松原通1丁目1番地

T E L 073(441)2841 F A X 073(422)1529

ホームページアドレス「わかやま中小企業元気ファンドについて」

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/fund/fund.html>

わかやま産業振興財団経営支援部 和歌山市西汀丁26番地

T E L 073(432)3327 F A X 073(432)3314

ホームページアドレス「わかやま中小企業元気ファンド」

<http://www.yarukiouendan.jp/fund/index.html>

平成20年度和歌山県中小企業融資制度

この制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を県と金融機関が協調して融資することにより、その経営の安定、体質の強化、近代化及び合理化を図り、中小企業の発展に資することを目的としています。

資金	枠	融 資 対 象	資 金 使 途
① 振興対策資金	一般	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 2. 融資申込日現在において県内で事業を行っている方	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要な設備資金 事業活動に必要な運転資金
	組合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあっては、中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金
	環境	和歌山県振興対策資金（環境枠）借入申込に係る対象施設等認定要領に基づく対象施設の申請を行い、知事の認定を受けた方で、当該申請に従って対象施設の整備を実施する方	環境保全施設整備等に必要 設備資金 運転資金 （運転資金はアスベスト関連施設に限る）
② 短期決済資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	運転資金
	流動資産	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方 2. 流動資産（売掛債権又は棚卸資産）を保有し、それを担保提供できる方（ただし、棚卸資産は法人に限る）	運転資金 （当該資金（根保証）を継続利用するための既往借入金の返済資金を含む）
③ 経営支援資金	一般	次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. （財）わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下「破産等の申立」という。）を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業（以下「倒産企業」という。）との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 （ア）倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権（以下「未収債権」という。）を有する方 （イ）倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方	運転資金
	セーフティ	中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	
④ 小企業応援資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者（6・7頁下の欄外※を参照）	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要な設備資金
		県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小企業者（6・7頁下の欄外※を参照）	事業活動に必要な運転資金
	組合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金

取 扱 金 融 機 関 下記金融機関の県内本・支店で取り扱っています。ただし、振興対策資金の組合枠及び小企業応援資金の

三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行
和歌山県医師信用組合 和歌山県信用農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合
紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合

(注) 「責任共有制度対象外」の保証を利用する場合は、信用保証料率はこれに対応したものとなり、融資利率は表示より0.2%低い利率が上限となります。

融資限度額	融資利率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	受付機関 (申込先)
所要資金の90% 以内で 5,000万円	金融機関所定 (ただし、上限年3.50%(注)、 固定金利)	必要 【責任共有制度】 保証協会の所定の条件による (ただし、組合枠は必要に応じて「要」)	設備資金 10年以内 (建物取得は15 年以内) 運転資金 7年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関
5,000万円				据置なし		
組合 1億円 組合員 5,000万円	年2.30%(注)以内 (ただし、環境枠のアス ベスト関連施設の場合は 年1.20%(注)以内)	必要 【責任共有制度】 保証協会の所定の条件による (ただし、組合枠は必要に応じて「要」)	設備資金 10年以内 (建物取得は15 年以内) 運転資金 7年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	ただし、組合 枠は中小企業 団体中央会又 は商工組合中 央金庫
5,000万円 (設備資金は所要 資金の90%以内)				据置 設備 1年以内 運転 6か月以内		
2,000万円	年2.10%(注)以内	必要 【責任共有制度】 保証協会の所定の条件による	1年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関
2,000万円	年1.90%以内	年0.55% 【責任共有制度(部分保証)】		金融機関所定 の償還方法に よる		
3,000万円	年1.60%(注)以内	必要 【責任共有制度】 保証協会の所定の条件による	7年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関
上記一般枠の融資 限度3,000万円と 併せて5,000万円	第1~6号 年1.40%以内	第1~6号 年0.70% 【責任共有制度対象外】		据置 1年以内		
	第7・8号 年1.60%以内	第7・8号 年0.55% 【責任共有制度】				
所要資金の90% 以内で、 2,000万円	年1.60%(注)以内	必要 【責任共有制度】 保証協会の所定の条件による	7年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関
2,000万円				据置 1年以内		
組合員 5,000万円				設備資金 10年以内 運転資金 7年以内		

組合枠については取扱金融機関は商工組合中央金庫となります。

百五銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 きのくに信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合
 紀北川上農業協同組合 ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合

資金	枠	融 資 対 象	資 金 使 途
④ 小企業応援資金	小口	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者(下の欄外※を参照)	設備資金 運転資金
	特小	次のいずれにも該当する方 1. 小規模企業者の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2. 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3. 税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 (ア) 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税) (イ) 事業税 (ウ) 県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4. 協会保証付きの債務(特別小口を除く。)がない方	
⑤ 新規開業資金	創業	独立して創業しようとする方(開業後5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当する方 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社 5. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後5年未満の会社	設備資金 運転資金
	再挑戦	過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止又は会社解散を行った経験を有して新たに創業しようとする方(開業後5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当する方 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社	
⑥ 資金繰り安定資金	借換	次のいずれにも該当する方 1. 融資申込時において、和歌山県中小企業融資制度(和歌山県信用保証協会の保証付き)に係る借入金残高のある方で既往借入金(短期決済資金、元気わかやま資金、資金繰り安定資金及び平成20年度の県制度融資借入金は除く。)を返済しようとする方 2. 本制度を利用することにより、月々の返済負担を軽減することができる方 3. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での完済が十分見込まれる方	返済資金 (県制度融資の残高と同額以内の協会保証付プロパー資金の残高を含む) 運転資金
	再生	和歌山県再生支援協議会による支援決定により、再生計画書を策定し、それに基づいて事業再生を実施する方	設備資金 運転資金
⑦ 成長サポート資金	一般	次のいずれかに該当する方 1. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方 2. 常用労働者(ただし、新卒者で、雇用保険の被保険者資格取得者に限る。)を3人以上雇用し、それに伴い設備資金(設備資金の利用に伴う運転資金を含む。)を必要とする方(ただし、雇用する予定の方(2か月以内に雇用する見込みの方)を含む。) 3. 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方 4. 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方	設備資金 運転資金
	認証	次のいずれかに該当する方 1. 国際標準化機構が制定した国際規格(ISO)の認証を取得するために設備の導入又は改修を行う方 2. 上記の認証を取得するための審査登録費用、コンサルタント費用等を必要とする方	設備資金 運転資金
⑧ 災害復旧対策資金		災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の	

※ 融資制度は、平成20年4月1日現在のもので(金融情勢の変動により金利等を変更することがあります。)
 ※ 表中「小規模企業者」とは、従業員数20人以下(ただし、商業、サービス業は5人以下)の個人、法人をいいます。
 ※ 表中「小企業者」とは、従業員数9人以下(ただし、商業、サービス業は4人以下)の個人、法人をいいます。

融 資 限 度 額	融 資 利 率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償 還 方 法 (据置期間)	保証人・担保	受付機関 (申込先)
協会保証付の借入資金残高と併せて 1,250万円	年1.40%以内	必 要 【責任共有制度対象外】 保証協会の所定の条件による	7年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関
中小企業信用保険法第3条の3 第1項に規定する額 現行:1,250万円		年0.70% 【責任共有制度対象外】	6年以内		不要	
1から4の場合 2,500万円 (1:3については1,000万円 超の場合、超過部分の自己 資金相当額が必要)	年2.10%以内	年0.70% 【責任共有制度対象外】	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	割賦償還 据置 設備 1年以内 運転 6か月以内	不要 ただし、会社 代表者は連帯 保証人としま す。	取扱金融機関
5・6の場合 1,500万円						
1,000万円	年2.00%以内					
8,000万円	年2.60%(注)以内	必 要 【責任共有制度】 保証協会の所定の条件による	8年以内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	取扱金融機関 ただし、 再生枠は商工 振興課
1億円	(借換枠の返済資金に協会保証付プロパー資金の残高を含む場合は年3.10%(注)以内)		10年以内			
5,000万円	年2.00%(注)以内	必 要 【責任共有制度】 保証協会の所定の条件による	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	割賦償還 据置 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	商工振興課 又は 振興局 産業総務課
5,000万円						
2,000万円 (うち運転資金は1,000万円以内)						

適用については、その都度別途定める。

- ※ 融資の申込先は、本表の受付機関になっていますが、その際、商工会議所又は商工会を經由して融資を申し込むことができます。
- ※ 信用保証料は保証協会所定の保証料率区分に応じて県が一定割合を負担しています。(最大0.7%を負担)

和歌山県人事異動

商工観光労働部商工労働政策局・企業政策局関係

平成20年4月1日付

	(入) 新職名	氏名	旧職名
商工観光労働部	商工観光労働部 商工労働政策局長	瀧口 雅樹	労働政策局雇用推進課長
	商工労働政策局 商工観光労働総務課副課長	早水 郁晴	海草振興局建設部企画員 総務課長事務取扱
	商工労働政策局 商工観光労働総務課長	藤本 陽司	商工政策局商工振興課産業 プラント推進室長(課長補佐待遇)
	商工労働政策局商工観光労働総務課 総括課長補佐	原 康雄	総務管理局管財課 課長補佐兼管理班長
	商工労働政策局商工観光労働総務課 課長補佐兼政策班長兼政策審議室主任	立石 和史	計画局企画総務課計画班長
	商工労働政策局商工観光労働総務課 計量指導班長	岩城 望	水産局水産振興課主任
	商工労働政策局商工観光労働総務課 課長補佐 兼総務班長	中口 匠	商工政策局商工観光労働 総務課総務班長
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主任	南部 弘道	商工政策局商工観光労働 総務課主任
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主任	増田 篤重	商工政策局商工観光労働 総務課主任
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主任	井筒 博紀	商工政策局商工観光労働 総務課主任
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主任	小路 哲生	商工政策局商工観光労働 総務課主任
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主査	田中 由里	計画局企画総務課主査
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主査	寺村 有史	福祉保健政策局 子ども未来課主査
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主査	鳥 章夫	出納局出納室主査
	商工労働政策局商工観光労働総務課 副主査(経済産業省に派遣)	深田 崇史	商工政策局商工振興課 副主査
	商工労働政策局商工 観光労働総務課主事	今井 宏和	商工政策局商工観光労働 総務課主事
	商工労働政策局商工観光労働総務課 主事(日本貿易振興機構に派遣)	大原 広志	商工政策局商工観光労働 総務課主事(日本貿易振興機構に派遣)
	商工労働政策局商工観光 労働総務課副主査	玉井 克典	商工政策局商工観光労働 総務課副主査
	商工労働政策局商工観光 労働総務課副主査	西脇 治	商工政策局商工観光労働 総務課副主査
	商工労働政策局商工観光 労働総務課償還指導室長	田畑 嘉信	商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室長
商工労働政策局商工観光 労働総務課償還指導室総括課長補佐	北本 和敏	和歌山県税務所納税課長	
商工労働政策局商工観光労働総務課 償還指導室主任	清水 真己	商工政策局商工観光労働総務課 償還指導室主任	
商工労働政策局商工観光労働総務課 償還指導室主任	中島敬三郎	商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室主任	
商工労働政策局商工観光労働総務課 償還指導室主査	西山 隆規	商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室主査	
商工労働政策局商工観光労働総務課 償還指導室副主査	上野 俊夫	福祉保健政策局長寿社会 推進課副主査	

	(入) 新職名	氏名	旧職名
商工観光労働部	商工労働政策局商工観光労働総務課 償還指導室主事	野間 研司	商工政策局商工観光労働総務課 償還指導室 主事
	商工労働政策局商工観光労働総務課 償還指導室副主査	石谷 典久	商工政策局商工観光労働総務課 償還指導室副主査
商工観光労働部	県参事(橋本商工会議所)	岸田 俊規	海草振興局長
	商工労働政策局商工振興課長	岩橋 良晃	県東京事務所次長兼県企画員 (広報室付)
	商工労働政策局商工振興課 金融班長	船井 俊宏	商工政策局産業支援課金融 班長
	商工労働政策局商工振興課 商工支援班長	山下 芳弘	商工政策局商工振興課商業振興 班長
	商工労働政策局商工振興課 副課長	山崎 良彦	商工政策局商工振興課副課長
	商工労働政策局商工振興課 主任	楠石 由則	商工政策局産業支援課主任
	商工労働政策局商工振興課 主任	井辺 光真	水産局水産振興課主任
	商工労働政策局商工振興課 主査	横畑 和幸	商工政策局商工振興課主査
	商工労働政策局商工振興課 主査	北廣 桂	商工政策局商工振興課主査
	商工労働政策局商工振興課 主査	木村 寿宏	商工政策局商工振興課副主査
	商工労働政策局商工振興課 副主査	庄司真実子	総務管理局人事課副主査 (政策研究大学院大学に派遣)
	商工労働政策局商工振興課 副主査	三角 嘉伸	商工政策局商工振興課副主査
	商工労働政策局商工振興課 主事	山本 陽介	採用
	商工観光労働部企業政策局長	岡本 賢司	企画部IT推進局長
	企業政策局産業振興課長	田中 亨	教育委員会事務局副課長 (課長補佐待遇)
	企業政策局産業振興課企画員 (わかやま産業振興財団総務部長)	高垣 憲治	商工政策局産業支援課副課長 (課長補佐待遇)
	企業政策局産業振興課副課長	楠林 正至	農林水産政策局農林水産総務課 課長補佐兼総務班長
	企業政策局 産業振興課企業振興班長	中島 寛和	商工政策局商工振興課 工業振興班長
	企業政策局産業振興課 産業ブランド推進室長	江川 和明	総務管理局総務学事課課長補佐 (県立医科大学事務局病院課課長補佐)
	企業政策局産業振興課 新事業支援班長	細川 一也	商工政策局産業支援課新事業支援 班長
企業政策局産業振興課主任	嶋田 光浩	都市住宅局公共建築課主任	
企業政策局産業振興課主任	野崎 雅昭	商工政策局産業支援課主任	
企業政策局産業振興課主任 (わかやま産業振興財団)	西 正也	商工政策局産業支援課主任 (わかやま産業振興財団)	

(商工政策局から異動)

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
企業政策局産業振興課主任 (わかやま産業振興財団)	中島 直樹	商工政策局産業支援課主任 (わかやま産業振興財団)
企業政策局産業振興課主任 (わかやま産業振興財団)	米山 光久	商工政策局産業支援課主任 (わかやま産業振興財団)
企業政策局産業振興課主査	近西 輝明	商工政策局商工振興課主査
企業政策局産業振興課主査	村嶋 陽一	商工政策局商工振興課主査
企業政策局産業振興課主査	倉橋 明大	商工政策局商工振興課主査
企業政策局産業振興課主査	中村 廉之	商工政策局商工振興課主査
企業政策局産業振興課主査	笹 雅量	商工政策局産業支援課主査
企業政策局産業振興課主査	中瀬 雅夫	商工政策局産業支援課主査
企業政策局産業振興課主査 (わかやま産業振興財団)	宮田 隆司	商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)
企業政策局産業振興課主査 (わかやま産業振興財団)	森 敏郎	商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)
企業政策局産業振興課主査	東山 俊也	商工政策局商工観光労働総務課 副主査(経済産業省に派遣)
企業政策局産業振興課主査 (紀陽銀行に派遣)	岡野 至	商工政策局産業支援課副主査
企業政策局産業振興課副主査	大谷 元彦	商工政策局商工振興課副主査
企業政策局産業振興課副主査	坂口 敦子	商工政策局商工振興課副主査
企業政策局産業振興課副主査 (わかやま産業振興財団)	辻 和彦	総務管理局市町村課副主査
企業政策局産業振興課副主査 (わかやま産業振興財団)	平山 貴久	農林水産政策局新ふるさと推進課 副主査
企業政策局産業振興課主事	田又 美幸	商工政策局産業支援課主事
企業政策局産業振興課主査 (わかやま産業振興財団)	旅田 健史	県工業技術センター主査研究員
企業政策局産業振興課 科学技術振興室主任	田村 成準	県土整備政策局技術調査課主任
企業政策局産業振興課科学技術 振興室主任(わかやま産業振興財団)	南 和之	計画局企画総務課主任 (わかやま産業振興財団)
企業政策局産業振興課科学技術 振興室主査(わかやま産業振興財団)	阿波 陸士	福祉保健政策局障害福祉課主査
企業政策局産業振興課科学技術 振興室主査	岩橋 健一	計画局企画総務課科学技術振興室 主査
企業政策局産業振興課科学技術 振興室副主査	和佐 昌紀	計画局企画総務課科学技術振興室 副主査
企業政策局産業振興課科学技術 振興室長	矢田 嘉秀	農林水産政策局農林水産総務課 副課長(課長補佐待遇)
企業政策局産業振興課科学技術 振興室主査	福浦 喜幸	計画局企画総務課科学技術振興室 副主査

(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商工観光労働部 商工政策局長	木村 経多	県参事 (環境保全公社専務理事)
商工政策局商工観光 労働総務課長	近江 武志	福祉保健部福祉保健政策局長
商工政策局商工観光 労働総務課副課長	平野 耕司	伊都振興局健康福祉部長
商工政策局商工観光労働総務課課長 補佐兼政策班長兼政策審議室主任	児玉 征也	企業政策局企業立地課副課長
商工政策局商工観光 労働総務課主任	服部 眞悟	農林水産政策局食品流通課 輸出促進班長
商工政策局商工観光 労働総務課総括課長補佐	藤森 弘之	農業生産局果樹園芸課副課長
商工政策局商工観光 労働総務課課長補佐兼計量指導班長	尾崎 孝	監査委員事務局第一課 課長補佐兼総務班長
商工政策局商工観光 労働総務課主査	嶋 道子	地域振興局総合交通政策課主査
商工政策局商工観光 労働総務課主査	竹原 雅人	警察本部
商工政策局商工観光 労働総務課債還指導室総括課長補佐	濱口 洋	海草振興局総務企画室 主幹(人権・県民担当)
商工政策局商工観光 労働総務課債還指導室主任	片山 友希	出納局出納室審査第一班長
商工観光労働部商工振興課 副主査	田熊 俊明	和歌山県税務所長
商工政策局商工振興課 副主査	石井 宏紀	日高振興局建設部主査
商工政策局商工振興課 副主査	前田 直樹	西牟婁振興局産業振興部 副主査
商工政策局商工振興課 副主査	谷口 忠良	県東京事務所副主査
商工政策局商工振興課 主事	楠石 正季	東牟婁振興局新宮建設部主事
商工政策局産業支援課長	藤本 拓司	地域振興局 総合交通政策課長
商工政策局産業支援課企画員 (わかやま産業振興財団総務部長)	二澤 英雄	海草振興局産業振興部長
商工政策局産業支援課 課長補佐兼企画調整班長	吐前 聖二	県土整備政策局県土整備 総務課課長補佐兼総務班長
商工政策局産業支援課 主任	民谷 光央	伊都振興局産業振興部 産業総務課長
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	藤谷 宣之	健康局健康づくり推進課 主査
商工政策局産業支援課 副主査	大石 崇	秘書課主査
商工政策局産業支援課 副主査	田端 一哉	政策審議室主査
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	由井 徹	県工業技術センター 主査研究員

株式会社化に関する 商工中金からのお知らせ

皆さまにおかれましては、日頃より格別のご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年5月に「株式会社商工組合中央金庫（新商工中金）法」が成立し、商工中金は、本年10月1日に協同組織金融機関から特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）に移行いたします。

つきましては、特殊会社（株式会社）化に伴う手続、新商工中金の目的・役割や経営方針等を以下のとおりとりまとめましたので、ご一読いただければ幸甚に存じます。

引き続き、皆さまから信頼され、支持され、今まで以上にお役に立てるよう、役職員一人ひとりが努力を続けてまいります所存でございます。今回のご案内により、皆さまが、商工中金の株式会社化についてのご理解を深めていただき、今後とも変わらぬ格別のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1

出資者の皆さまには、出資口数に応じて株式が割り当てられます。また、お借入、ご預金等に関する特段の手続は不要です。

株式会社化に向けた主なスケジュール（20年）

6月	総代会の開催	新商工中金の定款事項や株式の割当て方法等が記載される「転換計画」の承認を予定しております。 6月の通常総代会とは別に開催する可能性もあります。
総代会後	転換計画の概要の通知と公告等	総代会で承認された転換計画は、その概要がすべての出資者の皆さまに通知され、公告されます。 併せて、株式割当て等に関する手続（株主票等の書類のご提出など）をご案内する予定です。
	反対出資者による出資払戻請求	転換に反対する出資者は、転換計画の概要の公告日から20日以内に、書面により商工中金に払戻しを請求した場合、新商工中金法の規定により「出資額に相当する金額」（1口100円）が払い戻され、商工中金を脱退することとなります。 出資払戻しの結果、組合員が取引資格を失うことがありますので、ご注意ください。また、出資払戻し手続等についてご説明いたしますので、お取引支店にお早目にお問い合わせください。
7月以降	出資譲渡禁止期間の開始	予め官報等で公告した上で、株式会社化までの一定期間、出資譲渡を禁止することを予定しています。（注）
10月1日	株式会社化	転換計画に基づき、出資口数に応じて株式が割り当てられます。（脱退した反対出資者は除かれます。）株券交付は10月下旬頃を予定しています。

（注）譲渡禁止期間の開始前においては、従来通り、譲渡・譲受が可能です。譲渡・譲受についてはお取引支店にお問い合わせください。

出資者の皆さまにお願いしたいこと

組合員の皆さまに対しても、商工中金の株式会社化についてお知らせください。

代表者名、お取引印鑑などの届出事項に変更がある場合、お取引支店へその旨を届け出てください。

組合員からの預け金等による商工中金への出資がある場合、お取引支店へお問い合わせください。

2

商工中金の中小企業金融の円滑化という目的・役割は不変です。

● 新商工中金の目的等

目的は、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、主として中小規模の事業者を構成員とする団体（中小企業組合）及びその構成員（組合員）に対する金融円滑化です。

主たる貸付対象は、引き続き中小企業団体（中小企業組合）とその構成員（組合員）等です。

災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応する機能も維持されます。

3

特別準備金（約3,900億円）が確保され、強固な財務基盤が確立されます。

● 特別準備金の額

特別準備金の額は、主務大臣により以下の と の合計額となることが決定しました。

既存の政府出資約4,054億円のうち政府の一般会計からの出資金の額（約3,038億円）

利益剰余金の額のうち出資額按分により算出される額（約856億円）

上記の金額は19年3月末日の貸借対照表等を基に算出したものであり、実際の金額は20年9月末日の貸借対照表等を基に算出されます。

● 特別準備金の性格

自己資本比率の計算上、資本金等と同様に中核的資本に算入されます。

償還等の義務はなく、欠損てん補が可能です。

配当や利息支払いは生じず、議決権は存在しません。

株式の配当財源にはできません。

4

中小企業金融の円滑化という使命を果たしつつ、収益力の向上に努め、長期安定的に企業価値を向上させ、安定配当を志向した経営を行います。

● 第1次中期経営計画（20年10月～24年3月）の概要

1. 中小企業のお客さまのニーズに応じたソリューションを提供します
2. 資金をお預けいただくお客さまのニーズに応じたサービスを提供します
3. 適正なリスク管理のもとで運用資産を多様化します
4. 財務基盤強化に向けた取組みを行います
5. 経営戦略の実現に向けた態勢整備を行います

● 収益計画

	18年度（実績）	完全民営化時点（株式会社化後おおむね5～7年後）
経常利益	282億円	400～500億円程度
当期純利益	142億円	250～300億円程度

5

商工中金の株式は未上場ですが、一定の流通性を確保できるよう、全国規模の特定の証券会社を通じた株式の売買の仕組みを検討中です。

● 全国規模の特定の証券会社を通じた株式の売買の仕組み

相対売買では売却先が見つけれない場合等に備え、全国規模の特定の証券会社の本支店で売買の注文を受け付け、売買を成立させるものです。

この株式の売買の仕組みは、21年1月の運用開始を予定しております。

お問合せ先（ご不明な点は、本店又はお取引支店に、お気軽にお問い合わせください）

商工中金 本店 総務部・民営化準備室 フリーダイヤル（0120-674-311）

<http://www.shokochukin.go.jp/>（より詳細なパンフレット等も掲載されております）

中央会だより

WBC合同企業説明会開催

～和歌山ブライトカンパニーズ～

和歌山県中央会が実施している経済産業省委託事業の「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」では、2月29日（金）ホテルグランヴィア和歌山において合同企業説明会を開催。

WBC（和歌山ブライトカンパニーズ）は和歌山の企業群で、商品シェア日本NO.1の企業や斬新な企画開発力を持つ企業など、未来への可能性を予測させるパワーに満ちた47社が現在の構成メンバーになっています。

当日は、正午の開始時間前から、求職中の大学生や高校生、働く充実感を求める若者たちが多数来場。

会場にはインターンシップ実施企業への申込受付コーナーも開設され、約180名の若者と魅力的な和歌山ブライトカンパニーズでまさに活気あふれる面談会場となりました。





和歌山ブライトカンパニーズ事務局

和歌山県中央会内(田中、木本)

TEL 073-431-0852

<http://www.wabc.jp>



活性化情報編集委員会議開催！

3月14日(金)

ルミエール華月殿において第2回活性化情報編集委員会議を開催しました。

平成19年度発行の「中央会わかやま」に関して編集委員の方々よりいただいた様々なご意見をもとに、平成20年度の新たな編集内容の強化と、更なる誌面の充実を目指します。



中央会だより

中央会役員会開催



3月19日（水）ルミエール華月殿において中央会役員会を開催しました。

平成19年度新規加入組合の承認及び平成20年度事業計画、収支予算案等が審議され、原案どおり可決されました。

役員会に続いて、懇親会が開催され、和歌山県商工政策局 田熊商工振興課長、商工組合中央金庫和歌山支店 伊藤支店長他ご来賓出席のもと、和やかに懇談されました。



70歳まで働ける企業の実現を！



中央会では厚生労働省から委託を受け「70歳まで働ける企業」創出事業を実施しており、高齢者の一層の雇用の実現と充実を目指しているところです。

3月12日（水）ホテルグランヴィア和歌山において、「70歳まで働ける企業」創出事業報告会を開催。

報告会では、和田専門委員による平成19年度総括としてのプレゼンテーションを行い、達成会議・セミナーの開催



報告、高齢者雇用の現状実態調査アンケートについての結果報告、先進企業視察報告及び定年延長を目的とした事業の達成状況を写真と資料を用いて行いました。

中央会 人事異動

4月1日付人事異動

新職名	氏名	旧職名
事務局次長	早田 信人	事務局次長 連携支援部長事務取扱
連携支援部長 連携支援部支援一課長 事務取扱	田中 敏彦	情報総務部長
情報総務部長	高橋 達雄	連携支援部支援一課長
連携支援部支援一課 課長補佐	増井 浅一	情報総務部情報総務課 課長補佐
情報総務部情報総務課 課長補佐	井上靖比呂	連携支援部支援一課 主事



70歳まで働ける企業創出事業

70歳まで働ける私も企業もいきいき元気

高年齢者の **安定した** 雇用の確保義務

——— ご存知ですか？ ———

- 健康寿命が男女とも70歳超える
- 4年後の2012年には団塊世代が65歳に到達
- 国民全体の7割前後が「高齢者」を「70歳以上」と認識している

和歌山県中小企業団体中央会では

70歳まで働ける企業づくりを目指します。

会員だより

春の商戦期を迎え展示会！

和歌山県時計貴金属眼鏡商業（協）

2月27日（水）和歌山県時計貴金属眼鏡商業協同組合では「和歌山ビッグ愛」において組合員対象の展示会を開催。

時計、宝飾品、眼鏡など各メーカー・商社から出品された商品を組合員向けに販売するもので、和歌山県内より多数の方々が来場されました。

当組合では、毎年、入学前の春の商戦期のこの時期と、5月の総会時、又、年末商戦に向けた10月頃と年3回、恒例の展示即売会を開催しているもので、いずれも組合員の方々にとって好評の展示会となっている。



和歌山県時計貴金属眼鏡商業協同組合
TEL 073-431-8364

全国先進組合事例

富山県

富山魚業協同組合
広めよう、お魚料理！さかな屋二代目パワー全開

所在地 〒939-8212
富山市掛尾町500番地
電話番号 076-495-2400
FAX番号 076-495-2402
設立 昭和36年4月
出資金 23,887千円
組織形態 同業種同志型組合

地区 富山県
主な業種 魚介類販売業
組合従業員 4人
組合員 141人
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/uosho/>

後継者不足、大型店との競合、魚料理離れの傾向に対応することで、さかな屋の復権を目指す。魚介類をふんだんに用いたレシピを紹介し、地域文化として全国へ情報発信する

結成の背景・経緯

後継者不足、スーパー等大型店との競合、地魚・地魚料理離れに対応し、魚屋の復権を目指した組合員の二代目たちの活動である。仲間同士の業種は異なるものの共同作業の中で足並みを揃え、地域で魚料理の教室を開いたり、ラジオのパーソナリティを持ち回りで担当したりしてPRに努めている。

当初は魚の消費拡大が目的であったが、レシピ集の発刊や保冷ケースの作成等協同の作業を通じて組合員相互の結束を強めている。

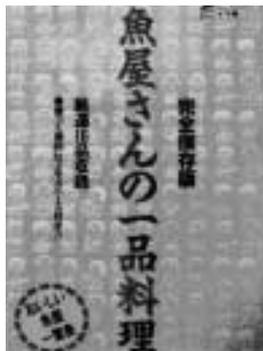
活動の内容

主な活動としては、地域の公民館等を利用して、魚を用いたおいしい料理の作り方を指導する料理教室を開いている、地域の伝統料理を文化として継承することを意識して、料理教室のレシピへ積極的に取り込んでいる、青年部としてのまとまりを求めて多くの事業を手がけた中で、会員の似顔絵入り名刺作りが結束力を高める効果を生み、その後レシピ集の発行や保冷用ケースを作るなど多くの活動成果を生んでいる、マスコミを利用した情報発信も有効に活用し、ラジオのパーソナリティを組合員の持ち回りで担当していることが挙げられる。

成果

主な成果としては、青年部会の結束が強まった、当組合の認知度が高まり、魚や魚料理に対する認識が深められた、地域の伝統文化の継承に役立っている、地魚の価値、地位の向上に役立っている、組合全体の活性化に結びついていることが挙げられる。

今後は、ネットワークの強化を目標としており、地域から全国への情報発信を図ることにより、富山発の料理が全国的知名度を得ることで富山の「魚」と文化をあわせて紹介する役割を担うことが期待される。



レシピ集の作成



料理の一例



保冷用ケースも作成

所在地 〒719-1156
総社市門田187
電話番号 0866-93-8111
FAX番号 0866-93-8119
設立 昭和55年6月
出資金 47,400千円
組織形態 共同店舗組合

地区 総社市他2市
主な業種 衣料品・身の回り品中心の小売業
組合従業員 3人
組合員 21人
URL <http://www.live.or.jp/livetop.htm>

共同店舗内の各店舗が自慢の商品を取り上げ、積極的な販売を行っている。様々なイベントの企画・開催に取り組み、顧客満足の向上、組合員間の連携強化に取り組んでいる

背景と目的

大手ショッピングセンターの進出や、周辺地域住民のニーズが多様化したことにより、共同店舗の生き残り策の策定が急務となっていた。そこで、競合店にはない品揃えの強化を目的として「一店逸品運動」への取り組みを図ることとなった。本事業（一店逸品運動）の目的は、売上高の向上、組合員及び従業員の意識改革である。具体的には、販促イベントとして、商業フェア「逸品ものがたり」やカード事業を絡めた3倍・5倍ポイントセール等の開催、本事業を通じた店舗間コミュニケーション活動等が挙げられる。

事業・活動の内容

内容としては、共同店舗内の各店舗が自慢の商品を取り上げ、積極的な販売を行うというものである。具体的には、販促イベントとして、商業フェア「逸品ものがたり」やカード事業を絡めた3倍・5倍ポイントセール等の開催が挙げられる。また、本事業を通じた店舗間コミュニケーションにより、従業員の意識改革を進めている。当組合は、活動をスタートさせる際の体制作りを学ぶために「一店逸品運動」の先進事例であった「東金ショッピングセンター（千葉県）への視察」「コンサルタントの指導」をもとに、事業活動の仕組みを構築した。「逸品ものがたり」は、平成18年度で3回目を迎え、その取り組みは地元でも認知されている。

成果

成果としては、共同店舗全体の売上高の回復、組合員及び従業員の活性化への意識向上が挙げられる。具体的には、売上高はここ数年減少傾向が続いていたが、平成17年度は回復に転じていること、また平成17年度末に実施した組合員及び従業員に対するアンケートでは、「5年前と比較して組合事業が活性化した」という評価が高く、「一店逸品運動」をはじめとした数々の活動が組合員に浸透していることが窺える。



一店逸品運動店舗



逸品ものがたりロゴ2006



一店逸品運動POP

情報連絡員報告

2月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

-67.5 / 前月比10ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転 ↑ 不変 → 減少・悪化 ↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	↓	↓
	繊維同製品	↓	↓	→	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↑	↓	→	↓
	窯業土石製品	↓	→	→	↓
	鉄鋼金属	→	→	→	→
	その他	↓	↓	↓	↓
非製造業	卸売業	↑	→	→	→
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	→	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	→	↓	↓	↓
D I 値		-35.0	-60.0	-45.0	-67.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

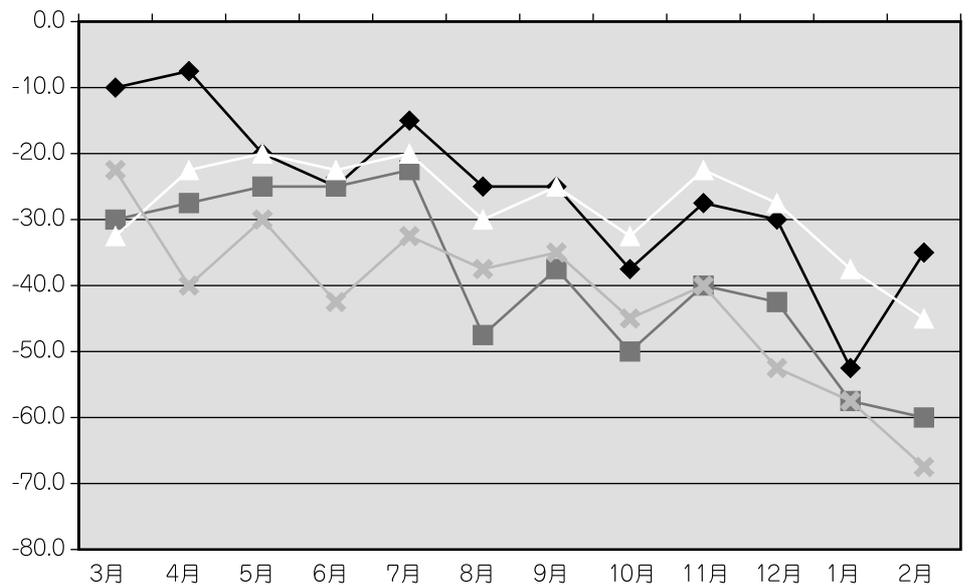
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス67.5ポイントであり、同1月調査と比べて10ポイント悪化した。

同1月調査と比べ、「売上高」は17.5ポイント改善、「収益状況」は2.5ポイント悪化、「資金繰り」は7.5ポイント悪化した。

2月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は13名、「悪化」との回答は27名で、「好転」との回答はなかった。

年間D I 値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	中国梅がギョーザ事件の煽りを受け、ほとんど売れなくなって紀州梅へシフトしてきているが、低級品は玉不足で需要はあっても身動きが取れない。(紀州みなべ梅干)
織 維 ・ 同 製 品	業況は極めて厳しい状態。(ニット)
	繊維産業、特に産地や中小零細企業にとっては、明るい材料が見えないことがつらい。 (紀州繊維)
	在庫増も少量。生産を極力抑えている。(手袋)
化 学 工 業	輸出が先月・昨年同期に比べ増加したものの、円高のため収益は低い。又、今後原料高をどこまでカバーできるか大きな問題です。収益低下し自社現状悪化の報告が増加した。 (化成品)
窯業・土石製品	工場閉鎖があり、組合脱退者が増えてきている。(県生コンクリート)
鉄 鋼 ・ 金 属	米景気の後退、鉄鋼業への波及懸念。(住金協力企業)

● 非製造業 ●

卸 売 業	野菜の方は値が高いため昨年と比較して20%のアップ。果実の方が約15%ダウンという状況です。収益状況もあまり上向いているとは思えません。(青果)														
	2月度は特に変調はありません。但し近畿圏内一部を除いては11月頃より下降気味です。官公庁の物件は期待できないし、民間の伸びも今一つ。当面我慢の状態か。(電設資材)														
小 売 業	1月に続いて好転の兆しがありません。組合は3月の決算期を控えて組合退会希望者が数名出ています。原因は景気低迷の為開店休業状態が続き、自らも高齢化の為意欲減退。組合との付き合いが困難であるというのが全員です。(県時計貴金属眼鏡)														
	旧丸正跡のフォルテワジマの3月グランドオープンが延期された。3月中のオープン予定は2F～4F迄で、2F・3Fにはアパレル等のテナントとニットのミュージアム、4Fはイベントホールとカルチャーセンターとのこと。事務所や医療施設等が入居する5Fとフィットネスクラブ・和太観光学部のサテライトの6Fは夏頃オープン。飲食店街の7Fは5月中頃オープンするらしい。早く集客して欲しいというのは地元の願いだ。(和歌山市)														
サ ー ビ ス 業	現在の旅館ホテルの厳しい経営環境を、これまで何度も本部(全旅連)では政府に向かって、現状では日本古来の温泉情緒や伝統文化は失われていくと何度も警鐘を鳴らしてはきたが、解決方法が無いままでの運営が続く時代です。(旅館)														
	<table border="0"> <tr> <td>宿泊人員(対前年同月比)</td> <td>96.3%</td> </tr> <tr> <td>総売上</td> <td>102.1%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの消費単価</td> <td>105.9%</td> </tr> <tr> <td>総宿泊料金</td> <td>105.4%</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの宿泊単価</td> <td>109.4%</td> </tr> <tr> <td>H19/1月～2月 宿泊人員</td> <td>167,214人</td> </tr> <tr> <td>H20/1月～2月 宿泊人員</td> <td>164,880人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">▲2,334人(1.4%減)</p>	宿泊人員(対前年同月比)	96.3%	総売上	102.1%	1人当たりの消費単価	105.9%	総宿泊料金	105.4%	1人当たりの宿泊単価	109.4%	H19/1月～2月 宿泊人員	167,214人	H20/1月～2月 宿泊人員	164,880人
	宿泊人員(対前年同月比)	96.3%													
	総売上	102.1%													
1人当たりの消費単価	105.9%														
総宿泊料金	105.4%														
1人当たりの宿泊単価	109.4%														
H19/1月～2月 宿泊人員	167,214人														
H20/1月～2月 宿泊人員	164,880人														
<p>①前年同月はパンダの双子誕生による集客があったと推測できる。</p> <p>②6月末まで改装の為休館中。</p> <p>③宿泊単価(対前年同月比)1,240円、消費単価909円アップ。新食材くえ効果か? (白浜温泉旅館)</p>															
保有台数が平成18年度より4.1%減少しているが、車両車検台数は逆に2.5%伸びている。 (田辺自動車)															
建 設 業	建築物の減少、過当競争が進んでいる。リフォーム事業を平成2年頃より組合員に進めてきた結果、他県より技術・保証ない業者が頼みもしないのに屋根に登り、カラー鉄板に穴が開いていないのに穴が開いている、すぐ葺き替えなければならないという事で即契約に入る。組合員も打開策がない。(板金)														
運 輸 業	食品関係の物流に減少が見られる(毒ギョーザのため)。全体としては輸送数量はやや減である。燃料は依然高値である。3月分の燃料は対2月で3円/ℓ高の情報である。 (市運送)														

充実した中央会共済制度のご案内

— 堂々のラインナップ! —

共済制度実施団体 ● 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 ● 中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金保険）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1-11 大岩ビル TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
 総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故費用共済 もしものとき…お手軽な掛金でもうひとつの安心を!

補償内容(共済金額300万円契約の場合)

すべての共済金は、共済契約者にお支払します。		
	負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき(1事故につき)	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計300万円までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金(一時金として支給) 30万円
後遺障害共済金 (障害級別による)	12~300万円	12~300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分 または300万円限度	(1人あたり) 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 合計300万円までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金(一時金として支給) 3万円(3日以上通院または入院で、1事故につき)

車種別共済掛金

車種	共済金額	
	300万円	年払
自家用乗用自動車	10,000円	
自家用軽乗用自動車	5,500円	
自家用普通貨物自動車(2t超)	17,500円	
自家用普通貨物自動車(2t以下)	14,500円	
自家用小型貨物自動車	10,000円	
自家用軽貨物自動車	5,500円	

(対物担保特約掛金は含んでいます。)

ご契約いただけない車

1. 登録番号9及び90から99の特殊車輛
2. 営業用車輛(タクシー・運送会社の貨物車)
3. ダンプカー・ブルドーザー等

特約		
対物担保特約 (1事故につき)	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(1共済期間内に1回)

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。(特約を除く)

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる*お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

- ① 労災認定を待たずに保険金をお支払い!
- ② 従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要!
(売上高方式の場合)
- ③ 通勤途上や経営者の業務上災害も補償!
- ④ 特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償!
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤ 入院・通院保険金は1日目からお支払い!
- ⑥ 特約により地震などの天災を補償!
- ⑦ 建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象!
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長 

- ① お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償!
 - ② 年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律!
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③ 医師の診査は不要。各人の告知も不要!
※被保険者数が5名以上の場合に限ります。
 - ④ 記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ!
 - ⑤ 全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能!
- 被保険者数5名以上かつ全員付保(一部例外を除く)が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

21歳から 
建保

- ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
- ① 健保の3割自己負担分をお支払いします!
 - ② 差額ベッド代をお支払いします! (日額15,000円限度)
 - ③ 入退院時の交通費をお支払いします!
 - ④ ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします!
 - ⑤ 最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします!

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

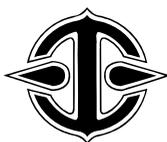
〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741 (大代表)
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911 (大代表)





和歌山県植物公園緑花センター(岩出市)



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108
URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>
E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp